

ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災及びそれに引き続く原子力災害からの本県の復興・再生に向け、行政では手の届きにくいきめ細かな復興・被災者支援の継続的な実施を目的とする「NPO等の「絆力（きずな力）」を活かした復興・被災者支援事業」（以下「絆力」支援事業という。）の適正かつ効果的な推進を図るため設置する「ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 「絆力」支援事業の実施に関する基本方針、事業計画及び成果目標の検討に関すること。
- (2) ふるさと・きずな維持・再生支援事業（以下「きずな支援事業」という。）の選定、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業（以下「絆力強化事業」という。）の受託団体の選定等に関すること。
- (3) きずな支援事業及び絆力強化事業の進捗状況の把握と評価に関すること。
- (4) きずな支援事業及び絆力強化事業の効果を高めるための検討、助言指導等に関すること。
- (5) きずな支援事業及び絆力強化事業に関する国への要請並びに国からの要請等への対応に関すること。
- (6) その他きずな支援事業及び絆力強化事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、福島県企画調整部文化スポーツ局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員に就任した日の属する年度の末日までとする。
- 4 運営委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 5 専門部会の組織及び所掌事務については、委員長が運営委員会に諮り、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会については、福島県企画調整部文化スポーツ局長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員の所属する組織、団体等に属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。この場合において、当該委員は、代理人の権限に関する委任状を会長に提出しなければならない。
- 5 運営委員会が所掌する特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に参加することができないものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員長の専決)

第6条 運営委員会において決定すべき事項について、特に緊急を要するため運営委員会を開催するいとまがないときは、委員長は、その決定すべき事項を専決することができる。この場合において、委員長は、次に開催される運営委員会にその内容を報告する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

この要綱は、平成25年8月 1日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1	学識経験者	1 名
2	東北税理士会福島県支部連合会長の推薦する者	1 名
3	金融機関関係者	1 名
4	地域活動団体等の活動実践者等 ただし、県内の中間支援組織の活動実践者とする。	1 名
5	双葉地方町村会長の推薦する者	1 名
6	被災者支援の活動実践者	1 名

（備考）

- 1 「NPO等」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織または当該NPO等が主体となった協議体をいう。
- 2 中間支援組織とは、行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織であって、市民等が主体となって設立された、NPO法人等の支援や資源の仲介、政策提言等を行うものをいう。また、中間支援組織自らがNPO法人等である場合を含む。